

番号	該当箇所				意見の概要	県の考え方
	頁番号	章番号等	表題	行数・図表番号等		
1	369	第7章 第5節	薬剤師	—	南和医療圏の薬剤師が少数ということは分かりましたが、具体的数字や方法が示されていません。	奈良県薬剤師会、奈良県病院薬剤師会等と連携して、県内薬学部生の県内に就職に努める等といった、今後の薬剤師確保について、計画本文に追記します。
2	368	第7章 第5節	薬剤師	—	薬局薬剤師・病院薬剤師の業務の現状や目標とする地域医療との関わり方が示されていません。また、目標とする業務を担うためには現人員では不可能であり、人員確保するための方策も示されていません。	奈良県薬剤師会、奈良県病院薬剤師会等と連携して、県内薬学部生の県内に就職に努める等といった、今後の薬剤師確保について、計画本文に追記します。
3	24-25	概要	「奈良県保健医療計画（概要）」（案）	—	薬剤師の確保についての記載がありません。	本概要については、第8次奈良県保健医療計画を総括的に記載した内容であるため、すべての内容について記載しておりません。薬剤師の確保にかかる取り組みについては、計画本文に記載しています。
4	130	第5章 第4節 2 (2) 1)	精神疾患の保健医療福祉体制	—	患者が地域で生活するので、精神科救急医療体制の整備が必要であろうと考えます。	精神科救急医療に関して計画本文(124P～125P)に記載しているとおり、患者の急変時の対応等の体制整備に努めていきます。
5	196	第5章 第7節 (2)	具体的な施策	無歯科医地区を対象とした巡回歯科診療等の実施	巡回歯科診療の未実施地域へ、巡回歯科診療の拡充を検討します。と記載ありますが、巡回歯科診療を拡充するための具体的事例または方向性、検討時期（目標終期）、検討体制等を明記していただきたいです。	へき地歯科医療体制の整備を推進するため、「へき地医療拠点病院を中心とした巡回歯科診療等の充実」について計画本文に追記します。
6	197	第5章 第7節 (3) 1)	へき地等に勤務する医療従事者の養成・確保	医師の適正配置	へき地における医師の確保策は示されていますが、歯科医師の確保も極めて困難な状況であり、歯科医師の確保対策についても示して欲しいです。	へき地歯科医療体制の整備を推進するため、「へき地医療拠点病院を中心とした巡回歯科診療等の充実」について計画本文に追記します。

番号	該当箇所				意見の概要	県の考え方
	頁番号	章番号等	表題	行数・図表番号等		
7	197～198	第5章第7節(3)2)	(3)へき地等に勤務する医療従事者の養成・確保	医師の養成・確保の推進	歯科医師の養成・確保の推進に向けた取組策を追加されたいです。	へき地歯科医療体制の整備を推進するため、「へき地医療拠点病院を中心とした巡回歯科診療等の充実」について計画本文に追記します。
8	198～199	第5章第7節(3)	へき地等に勤務する医療従事者の養成・確保	—	へき地における看護師の確保策は示されていますが、歯科衛生士の確保も極めて困難な状況であり、歯科衛生士の確保対策についても示して欲しいです。	へき地における歯科衛生士の確保については、今後、へき地の市町村と連携しながら、歯科口腔保健施策の中で取組を進めてまいります。
9	367	第7章第4節	歯科医師	—	医師確保及び看護職員確保と同様に「歯科医師」についても、現状分析、課題等を抽出し、「歯科医師の確保」に向けた具体的な取組を計画に盛り込んで頂きたいです。 特に、へき地等の歯科医療対策の拡充に向けた「歯科医師の確保策」を検討するよう明記されたいです。	医師確保については厚生労働省から医師確保計画策定ガイドラインや医師偏在指標が国から示されていますが、歯科医師については示されおらず基準がないため、医師と同様の扱いにすることは困難です。 無歯科医村における歯科医師の確保については、来年度、派遣歯科医師の確保事業を支援病院において行い、必要経費について県から支援病院に補助する取組を行う予定にしています。
10	374	第7章第7節(3)	歯科衛生士	—	歯科衛生士の人材確保、質の高い歯科衛生士の育成に向けた具体的な取組を計画に盛り込んで頂きたいです。	ご意見のとおり、歯科衛生士の人材確保や育成等について、歯科口腔保健施策の中で取組を進めてまいります。
11	374	第7章第7節	その他の医療従事者	—	歯科技工士は、近年CAD/CAM・3Dプリンター等先進技術が開発されていますが、一方で若年者の就業が少なく、また、県内の歯科技工所数も少なく県外に発注している歯科医院も多くあります。十分な歯科保健医療提供のためにも人材確保は必要であります。歯科医師および歯科技工士にとって有効活用できる歯科医師会会館内に「歯科用CAD/CAMセンター」の設置も考慮されたいです。	関係団体の御意見を伺いながら、歯科技工士の確保等について、調整を図っていきます。

番号	該当箇所			意見の概要	県の考え方	
	頁番号	章番号等	表題			行数・図表番号等
12	186	第5章 第6節	災害医療	—	<p>・災害時の歯科保健医療提供体制の確立</p> <p>災害時の避難生活において、歯科医療及び誤嚥性肺炎予防等のための専門的な口腔ケア体制の確立、また、口腔衛生支援物資の配布、口腔衛生管理等の歯科医療救護体制の構築といった歯科保健医療提供体制を確立することが必要と考えます。</p>	災害時の歯科保健医療提供体制の確立について、有事の際に、その機能を発揮するための内容等を計画本文に追記します。
13	全体	第5章 第4節	精神疾患の保健福祉医療体制	—	<p>奈良県や各保健所が主体とする、主に当事者に寄り添って時間をかけて病院などにつながる様な組織（アウトリーチ等）を希望します。多職種が奈良県又は保健所が主体となり医療、市町村、地域事業者などチームをつくり、重層的な支援体制を推進します。</p>	<p>アウトリーチに関して計画本文（131P）に記載のとおり、関係機関等の連携によるアウトリーチ支援が行えるよう体制整備を推進していきます。</p> <p>また、多職種の重層的な支援体制についても、計画本文（131P）に記載のとおり、多職種チームにより本人の希望に応じた暮らしを支援できる体制整備を推進するため、保健所が連携調整の主体となって、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村等との重層的なネットワーク構築を推進していきます。</p>
14	186	第5章 第6節 2 (5)	災害医療	保健医療活動の総合調整	<p>「災害薬事コーディネーター」の設置については、すでに全国的に約30都道府県で設置され効果があがっているものですが、奈良県では未だに設置さえなされていない対策の後進県であるにもかかわらず、今回の計画においても『設置を検討』としています。石川県の能登地方の地震を見てもわかるように災害は待ってくれません。石川県では災害薬事コーディネーターが設置されておらず、今回はやむなく県薬剤師会の役員がリエゾンとして調整本部に入り、日薬や都道府県薬・地区薬剤師会などと連絡調整を行っているとのこと。奈良県では、設置した上で、医薬品に関する情報の整理・分析・連携等総合的に調整し、必要としている被災者に医薬品を一刻も早く正確に供給することなどを検討していく必要があると思います。</p>	ご意見を踏まえ、災害薬事コーディネーターの確保に向けた内容を計画本文に追記します。

番号	該当箇所				意見の概要	県の考え方
	頁番号	章番号等	表題	行数・図表番号等		
15	369	第7章 第5節	薬剤師	—	<p>奈良県の現状や今後の分析を踏まえ、どのようにしているのかを明確に記載してください。</p> <p>例えば、奈良県の現状としては、県内では薬学部がないこと、薬剤師の都道府県間の偏在が将来にわたり解消されないとされていること、県内においても同様であることを踏まえ、県外へ就学するものが、県内へ帰って就職ができるようキャリアプランの実現ややりがいを感じる業務の実現のため、魅力ある奈良県内薬剤師の職場環境づくりへの支援を検討するなどを追記してほしいです。</p>	奈良県薬剤師会、奈良県病院薬剤師会等と連携して、県内薬学部生の県内に就職に努める等といった、今後の薬剤師確保について、計画本文に追記します。
16	131	第5章 第4節 2 (2) 1)	施策	精神疾患の保健医療福祉体制	<p>今回の計画で多職種チームにより本人の希望に応じた暮らしを支援できる体制整備を推進すると明記していただきました。この計画を実のあるものとするために、本人をはじめ日々の生活を支える家族、支援者と協議を重ねて実現してください。</p>	アウトリーチに関して計画本文（131P）に記載のとおり、関係機関等の連携によるアウトリーチ支援が行えるよう体制整備を推進していきます。
17	130	第5章 第4節 2 (2) 1)	施策	精神疾患の保健医療福祉体制	<p>多職種チームによるアウトリーチ支援の実施をできるだけ早くお願いします。</p>	アウトリーチに関して計画本文（131P）に記載のとおり、関係機関等の連携によるアウトリーチ支援が行えるよう体制整備を推進していきます。
18	369	第7章 第5節	【第7章】医療従事者等の確保（医師以外）第5節 薬剤師	—	<p>奈良県の現状や今後の分析を踏まえ、どのようにしているのかを明確に記載してください。</p> <p>例えば、奈良県の現状としては、県内では薬学部がないこと、薬剤師の都道府県間の偏在が将来にわたり解消されないとされていること、県内においても同様であることを踏まえ、県外へ就学するものが、県内へ帰って就職ができるようキャリアプランの実現ややりがいを感じる業務の実現のため、魅力ある奈良県内薬剤師の職場環境づくりへの支援を検討するなどを追記してほしいです。</p>	奈良県薬剤師会、奈良県病院薬剤師会等と連携して、県内薬学部生の県内に就職に努める等といった、今後の薬剤師確保について、計画本文に追記します。

番号	該当箇所				意見の概要	県の考え方
	頁番号	章番号等	表題	行数・図表番号等		
19	113	第5章 第4節 (2)	精神疾患の保健福祉医療体制	課題	<p>患者が地域で生活し、また患者の地域生活に至るまでの家族支援として、患者や家族の集える場や、アウトリーチにつながる仕組みを、県として設置していただきたく思います。</p> <p>その方法（仕組み作り）としては、フィンランド発症のオープンダイアログを参考にすれば、体制を整えることが可能だと考えています。</p>	<p>オープンダイアログに関して頂いたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p> <p>アウトリーチに関して計画本文（131P）に記載のとおり、関係機関等の連携によるアウトリーチ支援が行えるよう体制整備を推進していきます。</p>
20	130	第5章 第4節 (2)	施策	精神疾患の保健医療福祉体制	保健所が主体となって保健・医療・福祉関係による協議の場に家族会・当事者も含む協議の場を望みます。	精神疾患の保健医療福祉体制の整備に向け、頂戴したご意見は今後の取組の参考にさせていただきます。
21	概要 (P2)	概要	<p>主要な疾病・事業ごとの保健（5疾病6事業・在宅医療）</p> <p>（第5章）その①</p>	－	<p>下記の項目を追加して下さい。</p> <p>「現状と課題」 精神的症状が悪化した場合の家族負担が大きく、また人権に配慮した医療へのアクセスが未整備</p> <p>「取り組みの方向性」 県主体のアウトリーチ支援を創設し、適切に医療に繋ぐ仕組みを構築する。</p>	本概要については、第8次奈良県保健医療計画を総括的に記載した内容であるため、すべての内容について記載しておりません。精神疾患にかかる取り組みについては、計画本文に記載しています。
22	113	第5章 第4節 (2)	精神疾患の保健福祉医療体制	課題	「アウトリーチ支援等が必要」の箇所を「県が主体となるアウトリーチ事業が必要」と記載して頂きたいです。	アウトリーチに関して計画本文（131P）に記載のとおり、関係機関等の連携によるアウトリーチ支援が行えるよう体制整備を推進していきます。

番号	該当箇所				意見の概要	県の考え方
	頁番号	章番号等	表題	行数・図表番号等		
23	115	第5章 第4節 (3) 1)	精神疾患の保険医療福祉活動	保健所	「精神保健医療福祉上の課題を有する方のニーズや地域課題を把握した上で、直接行う相談支援のみならず、市町村が対応する個別支援についても専門性を持って協働、支援を行うことが求められます。」の箇所を、 ↓ 「精神保健福祉上の課題を有する方のニーズや地域課題を把握した上で、直接行う相談支援のみならず、訪問等のアウトリーチ事業を実施し、市町村が対応する個別支援についても専門性を持って協働、支援を行うことが求められます。」と追加することをお願いしたいです。	アウトリーチに関して計画本文（131P）に記載のとおり、関係機関等の連携によるアウトリーチ支援が行えるよう体制整備を推進していきます。
24	115	第5章 第4節 (3) 2)	精神疾患の保険医療福祉活動	精神保健福祉センター	「保健所や市町村、医療機関等に対する技術支援の強化、とりわけ市町村で相談支援を担う人材向けの研修を行うことが必要です。 ↓ 「精神保健福祉センター主導により、保健所の精神保健福祉相談員に対し継続的に研修を実施し、技術指導、育成を行い専門性を高める。その上で市町村、医療機関等に対する具術支援、また合同研修を実施し連携を強化するとともにフォローアップ体制を構築することが必要です。」	頂戴したご意見は、精神疾患の保健医療福祉活動における今後の取組の参考にさせていただきます。
25	131	第5章 第4節 (2) 2)	施策	精神保健医療福祉活動	「・保健所及び市町村は、・・・（中略）・・・患者家族当への相談や訪問支援の充実を図ります」この部分がアウトリーチ支援を指すのであれば、県主体という文言を入れて下さい。	アウトリーチに関して計画本文（131P）に記載のとおり、関係機関等の連携によるアウトリーチ支援が行えるよう体制整備を推進していきます。
26	131	第5章 第4節 (2) 1)	施策	精神疾患の保健福祉医療体制	「アウトリーチ支援等が必要」の部分を「県が主体となるアウトリーチ事業が必要」と記載して頂きたい。	アウトリーチに関して計画本文（131P）に記載のとおり、関係機関等の連携によるアウトリーチ支援が行えるよう体制整備を推進していきます。
27	110以降	第5章 第4節	精神疾患	全体	計画の中に（精神疾患）、予防、早期発見、早期支援、重度化防止、のための施策の構築（記述）が必要と考えます。	精神疾患の計画本文内において、予防、早期発見等について、個々の疾患別に記載しております。

番号	該当箇所			意見の概要	県の考え方	
	頁番号	章番号等	表題			行数・図表番号等
28	130	第5章 第4節	精神疾患の保健医療福祉体制	—	緊急のニーズの事例として、家庭であれば、家族からの要請がある。一人暮らしで調子を崩し、近隣からの警察への通報がある。同じく外出時の行動や対人トラブルで警察への通報もある。これらは、緊急ニーズである。警察の不適切対応もある。どのように、保健所に家庭と警察からアウトリーチチームの訪問につなげるかの方法、連絡と要請の方法論がほしいです。	アウトリーチに関してP131に「関係機関等の連携によるアウトリーチ支援が行えるよう体制整備を推進します。」と記載しております。
29	131-132	第5章 第4節	精神疾患保健医療福祉体制	アウトリーチ支援について	関係機関などのアウトリーチ支援などの希望をします。そこで問題になってくることで、是非とも県主体によるアウトリーチ支援をしてほしい。我々、当事者の団体としての総意であり強く希望する。安心できる当事者の支援をお願いします。	アウトリーチに関して計画本文（131P）に記載のとおり、関係機関等の連携によるアウトリーチ支援が行えるよう体制整備を推進していきます。
30	130-131	第5章 第4節	精神疾患の保健医療福祉体制	—	精神疾患を持ち、引きこもりの娘を自宅で介護しているが、通院や服薬拒否のため、家族への暴力や器物損壊など病状の悪化が不安です。 家族も高齢なため救急入院への付き添いも不可能です。施策に明言されているように、医師・看護師の連携体制でアウトリーチ支援の実現おねがいします。	アウトリーチに関して計画本文（131P）に記載のとおり、関係機関等の連携によるアウトリーチ支援が行えるよう体制整備を推進していきます。
31	131	第5章 第4節	精神疾患の保健医療福祉体制	—	・アウトリーチの体制を整備するとあるが、県主導で具体的なチームを立ち上げることで計画に盛り込んでいただきたい ・保健所主導とあるので、保健所の精神保健福祉相談員の増員も計画に盛り込むべきではないか ・保健所主催の協議の場を持つのであれば、その話し合いの内容を取りまとめ分析し対応策案まで含めて公表する機会を設けてもらいたいです。	アウトリーチに関して計画本文（131P）に記載のとおり、関係機関等の連携によるアウトリーチ支援が行えるよう体制整備を推進していきます。 その他につきましては、ご意見として承ります。
32	130	第5章 第4節 (2) 1)	施策	精神疾患の保健医療福祉体制	様々な精神疾患ごとに対応する医療機関の明確化とあるが、より具体的に市民に周知していくための方策を記載されてはどうかと思います。	頂戴したご意見は、精神疾患の保健医療福祉体制における、今後の施策の参考にさせていただきます。

番号	該当箇所			意見の概要	県の考え方	
	頁番号	章番号等	表題			行数・図表番号等
33	132	第5章 第4節 (2) 3)	施策	統合失調症	・地域移行の取組の主体が、地域事業者と精神科病院になっている。保健所を追記してはどうかと思います。	地域移行に関して計画本文(131P)に記載のとおり、保健所が連携調整の主体となって、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村等との重層的なネットワーク構築を推進していきます。
34	194	第5章 第7節 2 (2) 1 ②	へき地医療体制の検討・調整	へき地診療所への円滑で有効なオンライン診療の導入	医師不足の中ではオンライン診療が有効。ただ山間地域ではより高齢化が進んでおり、高齢者がより安心して受診できるひとつの方策として、長野県伊那市など各地でも取り組まれている「医療MaaS」をへき地の市町村と協力し奈良県として取り組むなど、一歩踏み込んで具体化が必要だと思います。	今年度は、南奈良総合医療センターにいる医師がへき地診療所にいる患者を診療所看護師の支援のもと診療する「オンライン診療・相談支援」の実証実験を開始しています。令和6年度はオンライン診療を導入するへき地診療所に対して県が補助することで、へき地でのオンライン診療の導入・定着を図っていくことを検討しています。 頂戴した御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
35	362	第7章 第3節 2 (2)	医療従事者の確保	在宅医療・訪問看護ニーズへの対応	「利用者からの暴力・ハラスメント防止対策を強化していく必要がある。」とあるが、具体的に何をするか必要。P365には、「研修と管理者や外部有識者を交えての対策の検討」がでていますが、検討から具体策(全国の先進例)で、兵庫県では看護現場におけるハラスメント対策事業として複数訪問を保証するなど、取組を行っている。奈良県も兵庫県のようにすべきだと思います。	訪問看護ステーションの職員への実態調査は、毎年実施しており、ハラスメントの現状は認識しています。 計画本文に、暴力・ハラスメント防止に関するチラシや利用に当たっての説明文を作成し、利用者に対し啓発することや訪問管理ステーションの管理者や外部有識者を交え、暴力・ハラスメント対策にかかる先進事例の情報収集などをしたうえで、対応マニュアルの作成など具体的対策を検討することを追記します。
36	381	第8章 第1節 2 (2)	取り組むべき施策	県民誰もが健康になれる地域環境づくりの推進	高齢化、老々世帯・独居世帯の増加、問題の複合化という中で、「県民誰もが健康になれる地域環境づくりの推進」は重要だと思います。これをどうすすめていくかというところでは、主体となる行政、県民がそのことによる評価(根拠)が見え、さらにモチベーションを高めていける事が大事です。そうした中、岡山市や堺市など(健康な)まちづくり、健康づくり、介護予防で「成果運動型民間委託契約方式(PFS)」を活用しており、どのようにすすめていくか、このような具体化が必要だと思います。	関連計画である「なら健康長寿基本計画(第2期)」においても「地域で暮らし健康になれる環境づくり」を施策の柱として位置づけています。 市町村、保険者、事業所等と連携し、住民参加のもと、健康的な食品が自然に手に入る食環境整備や職場における健康づくりの取組、気軽に運動できる機会の提供、あらゆる世代の社会参加の場の創出等に取り組む、これら施策の進捗管理、評価を行いながら、県民の健康づくりをすすめてまいります。 頂戴したご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。

番号	該当箇所				意見の概要	県の考え方
	頁番号	章番号等	表題	行数・図表番号等		
37	381	第8章 第1節	第8章保健・医療・介護（福祉）の総合的な取組	2. 取り組むべき施策（1）	「受診率向上の取り組みを推進します。」とあるが、（基本市町村の取り組みだが）市町村ごとの受診率がどうなっているのか等、基礎的なデータを示し、どのように受診率をあげていくのか具体的な方略など項目が必要だと思います。。	がん検診及び特定健診の受診率向上の取組については、関連計画である「なら健康長寿基本計画(第2期)」、「第4期奈良県がん対策推進計画」、「第4期奈良県医療費適正化計画」と連携し、市町村、関係団体と連携した県民への普及啓発、人材育成、効果的な受診勧奨と受診しやすい検診体制の整備等を進めてまいります。 いずれも、市町村の受診状況に関するデータ活用・分析を積極的に行い、市町村と連携して、効果的な取組を進めてまいります。 いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
38	293	第5章 第11節 2 (2) 5)	取り組むべき施策	医療人材の派遣	コロナ感染拡大時に、病院、高齢者施設でクラスターが繰り返しおこった。その時にICNがはいり、感染対策がすすみ、現場での力が蓄積されてきた。奈良県の感染看護の認定看護師は23名と近隣県と比べかなり少ない。とても県内をカバー・支援できる体制ではない。増やすという方針、具体的な施策が必要だと思います。	感染症対応を行う医療従事者等の養成は必要であると考えており、第5章第11節5) 医療人材の派遣に記載のとおり、取組を進めてまいります。 頂戴したご意見は今後の施策検討の参考にさせていただきます。
39	376	第7章 第8節 2 (1) 1)	介護サービス従事者	取り組むべき施策	取り組むべき施策（1）（2）は全国共通の施策であり、深刻な不足となっている奈良県として独自の施策が必要だと思います。	県としても、県内の介護職員不足は深刻な状況にあり、介護人材の確保は喫緊の課題であると認識しております。 これまでも、本県の状況に即した施策を立案し、有識者や関係団体等で構成する「奈良県福祉・介護人材確保協議会」から現場の実情を踏まえたご意見をいただきながら取り組んできたところです。 今後も、現状からさらに改善させるため、本県における介護人材確保の状況把握と分析に努め、効果的な施策を推進してまいります。